

がん登録等の推進に関する法律に基づく診療所の指定に係る高知県事務取扱要領

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出を行う診療所の指定等を行うに当たり必要な手続き等を定める。

第 1 指定申請

高知県内に所在する診療所で、法第 6 条第 2 項に規定する診療所として指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における指定申請書（様式 1）」（以下「指定申請書」という。）を高知県知事（以下「知事」という。）に提出する。

2 知事は、指定申請書を受理し適当と判断した場合は、法第 6 条第 2 項に規定する診療所として指定し、「全国がん登録における指定通知書（様式 2）」により指定した旨を通知するものとする。

第 2 指定期間

指定期間は定めないものとし、指定を受けた診療所（以下「指定診療所」という。）が第 4 による辞退、又は知事により第 5 による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

第 3 指定診療所の申請内容の変更

指定診療所は、申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所の変更届（様式 3）」を速やかに知事に提出するものとする。

第 4 指定診療所の辞退

指定診療所は、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式 4）」を知事に提出するものとする。

第 5 指定の取消

知事は、指定診療所の管理者が法第 6 条第 1 項の規定に違反したとき、又は診療所が法第 6 条第 1 項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

第 6 台帳管理

知事は、「全国がん登録における指定診療所管理台帳（様式 5）」を整備し、第 1 による指定、第 3 による変更指定、第 4 による辞退、第 5 による取消の状況を管理していくものとする。

第 7 届出対象

指定診療所における届出対象は、指定日以降に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

附則

この要領は平成 27 年 10 月 7 日から施行する。

ただし、様式 1 については平成 27 年 12 月 31 日申請分までについては、平成 27 年 7 月 16 日付け事務連絡で厚生労働省健康局がん対策・健康増進課が「「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について」により示した様式例での申請によることができる。

附則

この要領は令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

附則

この要領は令和 5 年 3 月 8 日から施行する。

高知県知事 様

(申請者)
診療所の所在地
診療所の名称
開設者の住所
(法人の場合は所在地)
開設者の氏名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定申請書

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項の規定による診療所として、指定されたいので申請します。

なお、指定の上は法の規定による一切の事項を守ります。

記

地方厚生（支）局が指定する 保険医療機関コード	
診療所の名称	※申請者欄の診療所と同一の場合は記入不要です。
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	

様式 2

高知県指令 高健対第 号
年 月 日

様

高知県知事

全国がん登録における指定通知書

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、全国がん登録における診療所として次のとおり指定します。

診療所の名称

診療所の所在地

指定年月日

高知県知事 様

診療所の所在地
 診療所の名称
 開設者の住所
 (法人の場合は所在地)
 開設者の氏名
 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定診療所の変更届

がん登録等の推進に関する法律第6条第2項の規定により指定を受けている診療所について、次のとおり変更が生じたので届け出ます。

	変更前	変更後
地方厚生(支)局が指定する保険医療機関コード		
診療所の名称		
診療所の所在地		
変更年月日		

※該当する事項のみ記載してください。

高知県知事 様

診療所の所在地
診療所の名称
開設者の住所
（法人の場合は所在地）
開設者の氏名
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

全国がん登録における指定診療所の辞退届

がん登録等の推進に関する法律第6条第2項の規定により指定を受けている診療所について、次のとおり指定を辞退します。

なお、辞退後も業務上知り得た秘密の保持等、法に定める一切の事項について遵守します。

辞退年月日	
辞退の理由	

